

子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成26年度に引き続き、消費税引き上げに伴う子育て世帯への影響を考慮し、給付金が支給されます。平成26年度とは異なる点がありますのでご注意ください※。



※平成26年度と異なる点

- ・基準日は平成27年5月31日です
- ・生活保護受給者の方も受給できます
- ・臨時福祉給付金（9月頃支給）と両方受給できます



支給対象者 基準日（平成27年5月31日）に、平成27年6月分の児童手当（特例給付を含む）受給対象者で、平成26年分の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

→平成27年5月31日時点で住民票のある自治体から支給します。また、平成26年分の所得は、平成27年6月より発行される平成26年分の課税証明で確認できます。

受付期間 6月～12月下旬

→平成27年度は児童手当の現況届（6月提出）と同時に申請できます

申請方法 児童手当受給者（特例給付含む）に、児童手当現況届と一体となった申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、他に必要な書類がある場合はその書類を添えて、提出してください。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童は、日の出町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が日の出町にある方が対象です（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください）。

申請先 子育て福祉課子育て支援係（役場1階）に提出

支給額 対象児童1人あたり3千円

支給時期 平成27年10月以降に支給（口座への振込）を予定しています。

★所得の低い方には平成26年度同様、臨時福祉給付金が9月頃支給されますので、追ってお知らせします。

「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください

～次の行為は絶対にありません!!～

○市町村や厚生労働省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすること。

○市町村や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料などの振込を求めること。

○現時点で、市町村や厚生労働省などが、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を紹介すること。

※ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問 制度に関すること 厚生労働省相談窓口（専用ダイヤル）…☎0570(037)192
申請に関すること 子育て福祉課 子育て支援係 **内線** 298